

千葉県条例第44号

千葉県法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉県法定外水路条例（平成17年千葉県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表工作物等を設置する場合の部を次のように改める。

工作物等を設置する場合	第1種電柱	1本につき	1,200円
	第2種電柱	1年	1,800円
	第3種電柱		2,500円
	第1種電話柱		1,100円
	第2種電話柱		1,700円
	第3種電話柱		2,300円
	その他の柱類		110円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11円
	水道管、下水道管、ガスパ管、地下ケーブル	長さ1メートルにつき1年	45円
	その他これらに類するもの		64円
		外径が0.07メートル未満のもの	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	

	もの	
	外 径 が 0 . 1 メ ートル以 上 0 . 1 5 メー トル未満 のもの	9 6 円
	外 径 が 0 . 1 5 メートル 以上 0 . 2 メー トル未満の もの	1 3 0 円
	外 径 が 0 . 2 メ ートル以 上 0 . 3 メートル 未満のも の	1 9 0 円
	外 径 が 0 . 3 メ ートル以 上 0 . 4 メートル 未満のも の	2 5 0 円
	外 径 が	4 5 0 円

	0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		640円
	外径が1メートル以上のもの		1,300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円

別表第1項の表工作物等を設置しない場合の部工事用材料置場の項中「570円」を「650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。